

長崎県新幹線開業対策事業費補助金（概要）

1. 補助対象事業

令和4年秋の九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）開業に向けて市町が策定した行動計画等に基づいて実施される開業効果の波及・拡大を図るための受入体制の構築等に係る事業に対して市町が補助する以下の事業が対象です。

- 地域の魅力づくりや既存観光資源の磨き上げ、心のこもったおもてなし等の観光コンテンツの創出に係る事業
- 地域の特産品（食品・工芸品等）を活用した土産品等の新商品開発に係る事業
- 古民家や歴史ある建物、空き家等を活用した観光客を呼び込む拠点（飲食、物販、宿泊施設等）づくりに係る事業
- その他、特に開業効果の波及・拡大に資すると認められる事業

2. 補助率等（原則）

長崎市、諫早市及び大村市以外の市町による事業の場合

- 補助率：県 1/3、市町 1/3、事業主体 1/3
- 県補助金額：10万円以上100万円以下

長崎市、諫早市及び大村市による事業の場合

- 補助率：県 3/12、市 5/12、事業主体 4/12
- 県補助金額：7.5万円以上75万円以下

3. 事業実施主体

団体・グループ等。ただし、次の者を除く。

- 個人
- 単独の企業（ただし、まちづくりや地域づくりを目的に設立されたものは対象）
- 市町（ただし、民間主体の団体の構成員となっている場合は対象）

4. その他

- 事業内容や事業効果について審査を行い、採択事業を決定します。
- 市町との協調補助であり、補助金の申請先は市町となります。
- 新幹線開業に向けた行動計画等を策定していない市町の事業については、本補助金の対象外となります。
- 各市町に対し、令和3年5月7日まで募集を行っております。（今後の状況により変更する場合があります。）
- 各市町の窓口は事業内容等によっても異なりますので、お問い合わせは県の新幹線対策課へお願いします。事業内容を確認後、各市町の担当課へおつなぎします。

問い合わせ先 長崎県新幹線対策課 電話：095-895-2063